

議案第48号

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月10日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成20年山陽小野田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則中第4項を削り、第5項を第4項とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第48号参考資料

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 1～3 (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p>附 則 1～3 (略)</p> <p>(議員報酬に係る特例)</p> <p><u>4</u> 議員報酬の額については、当分の間、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める議員報酬の額から当該議員報酬の額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。この場合において、円位未満に端数が生じたときは円位に切り上げる。</p> <p><u>5</u> (略)</p>